

建築基準法第43条許可・認定事前相談票

提出日： 年 月 日

相談者	住所			
	氏名	電話番号 - - 【仲介業者・設計者・事業主・土地所有者・その他（ ）】		
敷地の位置	横浜市 区			
区域区分	市街化区域・市街化調整区域	防火の指定	防火地域・準防火地域・無指定	
用途地域	一低・二低・一中高・二中高・一住・二住・準住		容積率	%
	近商・商業・準工・工業・工専		建蔽率	%
敷地面積	m ² (≥100m ²) (分割：有・無) (路地状部分：有・無)			
計画建築物の概要	主要用途	延床面積	構造	階数
	申請部分	m ²	造	地上 / 地下
相談理由	<input type="checkbox"/> 確認申請のため <input type="checkbox"/> 物件調査のため <input type="checkbox"/> その他（ ）			
書面回答の希望	<input type="checkbox"/> 希望する（記入↓） ※包括同意基準3-3A、3-3Bを適用する敷地のみ			
回答の方法	<input type="checkbox"/> 窓口で受取（紙面） <input type="checkbox"/> PDFデータの送付 ※ ※市街地建築課宛 (kc-shigaichi@city.yokohama.lg.jp) にメールを送信してください。 メールは、件名を「【法43条事前相談票】〇〇区〇〇町」とし、本文に①相談者氏名、 ②敷地の地番、③相談票提出日を記載し、担当者宛に送信してください。			
備考				受付欄

・次の資料を添付して1部提出してください。

- 案内図^{*1}
- 周辺現況図（現状の道の幅員及び法の道路から敷地に至るまでの詳細（地形地物、筆界等）を明記してください。）
- 公図^{*1}・登記事項証明書^{*2}
- 既存建築物の建築計画概要書
- 現場の写真
 - ※1 案内図及び公図に相談の対象となっている道及び敷地の位置を朱書きで明示してください。
 - ※2 相談の対象となっている道及びその道に接する土地に関する関係権利者すべてのものが必要です。道に接する土地に建築物がある場合にはその関係権利者についても同様です。コピーやオンライン請求によるものでも構いません。詳細は市街地建築課にご相談ください。

・公道に関連する場合には上記資料に次の資料を追加してください。

- 認定路線図・道路台帳区域線図・平面図（よこはま建築情報センター）
- 道水路等境界明示図・復元図（各土木事務所に備えてあります）

判定には通常約2～4週間かかります。結果については電話で回答します。また、相談内容に関して来庁される場合は、担当者が在室しているかを電話（045-671-4510）で確認の上、お越しく下さい。

※現地の状況を確認するため、職員が現地調査を行う場合があります。

※事前相談票の提出から連絡がなく、6ヵ月経過したものは破棄します。

※書面回答の対象となるのは、令和7年度以降に事前相談の回答を行ったもののうち、包括同意基準3-3Aもしくは3-3Bが適用される敷地のみです。それ以外の基準（包括同意基準2や包括同意基準3-3の2等）が適用となる敷地については、交付ができませんのでご了承ください。